

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 白水地域

(1) 現況

本地域は、花卉等の施設園芸と稲作との複合経営が多くみられる。

また、認定農業者数、担い手数ともに同村他地域と比べ多く存在するが、農業者の高齢化もあり労働力の減少が懸念されるため、利用集積等の対策が必要となる。

この地区では湧水地が多く、この水資源を確保しながらの営農活動も必要となるため環境と調和した農業を推進する必要がある。

(2) 目標

法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を推進するとともに、法第3条第3項第2号に掲げる事業により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

2. 久木野地域

(1) 現況

本地域は、稲作を主体とした農業経営が多くみられる。

また、農作業受託組合が地域の労働力となっている部分もあり、利用集積も同村他地域と比較して進んでいる。

しかし、オペレーターや農業者の高齢化が進んでおり、今後の労働力低下と耕作面積の減少が懸念されることもあり、次世代に繋げる担い手の確保・育成と負担を低減する取り組みを行うとともに、環境と調和した農業を推進する必要がある。

(2) 目標

法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を推進するとともに、法第3条第3項第2号に掲げる事業により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

3. 長陽地域

(1) 現況

本地域は、稲作を主体とした兼業農家の割合が多くみられる。

また、農地が急斜面に点在していることもあり、他地域の平地部分と比べても農地集積等の効率化を図りにくく、農業生産性が問題視される。

農業者の高齢化もあり、兼業農家としての後継者が少なくなることが考えられるため、農動力の減少や耕作放棄地の増加が懸念される。

更に熊本地震による被害が大きく、完全復旧には時間を要する部分もあるため、農業者の負担を軽減すると同時に環境と調和した農業を推進する必要がある。

(2) 目標

法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を推進するとともに、法第3条第3項第2号に掲げる事業により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

3 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類

1号事業（多面的機能支払交付金）	
	法第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
	2号事業（中山間等地域等直接支払交付金）
○	3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
	4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）

② 実施区域

南阿蘇村（白水地域、久木野地域、長陽地域）

(2) 活動の内容等

3号事業

自然環境の保全に資する農業生産方式の内容

1. 5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組
2. 5割低減の取組とカバークロープ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組
3. 有機農業の取組（生産局長が別に定める作物以外の作物に関するもの（炭素貯留効果の高い有機農業の取組を含む））
4. 有機農業の取組（生産局長が別に定める作物に関するもの）
5. 地域特認取組（夏期湛水管理、冬期湛水管理）

